

地域の文化・芸術活動助成事業等に関する助成金交付要綱

平成20年4月1日
20生文振文第37号
改正 平成22年4月1日
22生文振文第23号
改正 平成24年11月1日
24生文文第636号
改正 平成26年4月1日
26生文文第1号

(趣旨)

第1 この要綱は、企画制作能力の向上や都立文化施設の利活用の推進を図るため、公益財団法人東京都歴史文化財団(以下、「財団」という。)が実施する事業に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

(助成事業)

第2 この要綱により助成金を交付する事業(以下「助成事業」という。)は、財団が実施する事業で、一般財団法人地域創造が、地域の文化・芸術活動助成事業助成要綱(以下「地域創造による助成要綱」という。)に基づいて行う助成の対象事業とする。

(助成事業期間)

第3 助成の対象とする事業期間は、地域創造による助成要綱に定める期間内とする。

(助成金額)

第4 この事業における助成金額は、予算の範囲内で、かつ、地域創造による助成要綱に基づき一般財団法人地域創造が承認した額を上限とする。

(助成の対象とする事業経費)

第5 助成の対象とする事業経費は、地域創造による助成要綱に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第6 財団は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(助成金の決定通知)

第7 知事は、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書(別記第2号様

式)により、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を財団に対し、通知するものとする。

(申請の撤回)

第8 財団は、助成金の交付決定通知を受けた場合において、その内容を受諾しないときは、決定通知を受けた日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(公表義務)

第9 財団は、助成事業を実施するに当たっては、地域創造による助成要綱に基づき、当該事業が一般財団法人地域創造による助成事業である旨を公表し、また、適当な方法により表示しなければならない。

(名称等の変更)

第10 財団は、名称、住所、代表者又は印鑑を変更した場合は、遅滞なくそれを証する書類を添付して、名称等変更届(別記第3号様式)を知事に届け出なければならない。

(事業内容の変更等)

第11 財団は、次の(1)から(3)のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 助成事業に要する経費の総額又は経費の配分の変更をしようとするとき。

(3) 助成事業を中止、又は廃止しようとするとき。

2 あらかじめ知事の承認を得ることなく事業内容を変更し、実施した場合には、都は助成金の交付決定を取り消すことがある。

(事業内容の変更等の手続)

第12 財団は、第11の規定による承認を受けようとするときは、要綱に定める書式とともに、助成事業の内容変更に関する承認申請書(別記第4号様式)及び助成事業の経費配分の変更に関する承認申請書(別記第5号様式)又は、助成事業の中止・廃止承認申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、1の規定に基づく申請があったときは、申請の内容を審査の上、承認する場合は、助成事業の変更等承認通知書(別記第7号様式)により、承認しない場合は文書により、財団に通知するものとする。

(助成金の目的外使用の禁止)

第13 財団は、助成金を助成事業以外の目的に使用してはならない。

(経費区分及び帳簿等の整理保管)

第14 財団は、助成事業に関する経理について、他の経費と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、助成事業完了の日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(助成事業の遂行の指示)

第15 知事は、財団が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、財団に対し、事業の遂行等に関して必要な指示を行うことができる。

2 財団は、1の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(助成事業の実績報告)

第16 財団は、助成事業が完了したときは、助成事業の完了の日から30日以内に助成事業完了実績報告書(別記第8号様式)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

なお、助成事業完了の日から30日以内の日が、3月15日を越える場合は知事が指定する日までとする。

(助成金の交付額の確定)

第17 知事は、第16の規定による実績報告があった場合においては、その内容等を審査し、助成事業が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書(別記第9号様式)により財団に通知する。

(是正のための措置)

第18 知事は、第17の規定による審査の結果、助成事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、財団に対し、助成事業につき、これを適合させるための措置をとることを命ずる。

(助成金の交付の請求)

第19 財団は、第17に規定する助成金交付額確定通知書を受けた後、助成金交付請求書(別記第10号様式)により、助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付の決定の取消し)

第20 知事は、財団が(1)から(7)のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の申請につき不正の事実があった場合
- (2) 助成事業を中止又は廃止した場合
- (3) 助成事業を遂行する見込みがなくなつたと認められる場合
- (4) 助成事業が第2に規定する要件に適合しなくなつたと認められる場合
- (5) 第13の規定に違反し、助成金を助成事業以外の目的に使用した場合
- (6) 第23に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
- (7) その他この要綱に違反したと認められる場合

2 1の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 知事は、1の規定による取消しをした場合は、速やかに財団に通知するものとする。

(助成金の返還)

第21 知事は、第20の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第22 財団は、第21の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年 10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。

2 財団は、1の規定により助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。

(調査等)

第23 知事は、助成事業の適正な遂行を確保するため必要があるときは、財団に対し報告させ、又は都職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第24 この助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。